

すみれ学級を支援する会 会則

1. 本会の名称を「すみれ学級を支援する会」とします。
2. 本会は、児童・生徒に対する学習支援と食の支援を行う「すみれ学級」の活動のために必要な支援を行います。
3. 本会は、思想・信条にとらわれず「支え合い」の精神で会を運営します。
4. 本会は、個人会員、法人（団体）会員、特別協賛団体のいずれかの年会費を納入します。
5. 本会は、年3回「すみれ学級通信」を発行し、活動を報告します。
6. 毎年1回総会を開き、事業及び会計について報告します。
7. 本会の事務局を大分市大字中戸次4492-2におきます。

当法人の活動趣旨について賛同し、会費および寄付をお支払いしていただく方法

〈会員〉	個人	: 1口	3,000円
	法人	: 1口	10,000円
	協賛法人	: 1口	100,000円
	特別協賛団体	: 1口	1,000,000円
〈非会員〉	金額は自由です。		

*会費は何口でもお申込みいただけます。

*会費・寄付金は税金控除の対象です。